

原子力損害賠償制度の見直しについて（案）

平成10年12月15日

原子力委員会決定

1. 当委員会は、平成10年12月11日付けで原子力損害賠償制度専門部会（以下「専門部会」という。）から、原子力賠償措置制度の見直しについての審議の結果をまとめた報告書の提出を受けた。

我が国の原子力損害賠償制度については、昭和36年の制度創設以来、諸情勢の変化に対応するという観点から、概ね10年毎に当委員会において所要の検討を行い、これに基づいて法改正が行われてきているところである。平成元年の法改正以来9年を経過しており、この間における最近の国際動向を含む諸情勢の変化に鑑み、今般、専門部会において賠償措置額の改定等所要の事項について審議を行った。

専門部会は、各界各層の有識者で構成され、原子力損害賠償制度に関して幅広い審議を行い、報告書の取りまとめに当たっては、報告書案に対して国民からの意見募集を行った。

2. 専門部会報告書では、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）第7条第1項に規定する賠償措置額の300億円から600億円への引上げ、原賠法第20条における適用期限の平成21年末までの10年間の延長、その他よりきめ細かな救済立法を目指した原子力損害賠償制度の在り方及び原子力損害賠償に関する諸条約への対応等原子力損害賠償制度の中長期的検討課題についての基本的考え方が取りまとめられており、当委員会としてはこれらの専門部会報告書の結論は妥当と判断する。

3. 今後は、専門部会報告書を踏まえ、国において原賠法の改正等所要の措置を講ずるとともに、中長期的検討課題とされた諸点についての具体的検討を進められたい。

なお、専門部会は必要な審議を終了し報告書を提出したことにより、廃止するものとする。